

○ 俸給の調整額支給の要件

1. 年度を通じて2単位相当（60時間）以上の指導を担当する。
2. 指導を常時担当する。（常時とは週1回以上をいう。）

（1）教員の任用原則に従った場合

主 指 導 教 員	A大学の教授又は准教授（主指導教員資格）…………○
第 一 副 指 導 教 員	A大学の准教授・講師・助教…………○
第 二 副 指 導 教 員	B又はC大学の教授・准教授（主指導教員資格）…×
指導を補助する教員	A大学の助教…………○

（2）特殊な例外

① 主 指 導 教 員	A大学の教授又は准教授（主指導教員資格）…………○
第 一 副 指 導 教 員	B又はC大学の准教授・講師・助教…………○
第 二 副 指 導 教 員	B又はC大学の准教授・講師…………×
指導を補助する教員	A大学の助教…………○
② 主 指 導 教 員	A大学の教授又は准教授（主指導教員資格）…………○
第 一 副 指 導 教 員	A大学の教授又は准教授・講師・助教…………○
第 二 副 指 導 教 員	A大学の教授又は准教授・講師…………×
指導を補助する教員	A大学の助教…………○